



2019年11月14日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
代表取締役 土本清幸
(コード番号8803)東京・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 取締役常務執行役員 岩崎範郎
TEL 03-3666-0182

2020年3月期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2020年3月期第2四半期報告書（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

2. 延長前の提出期限

2019年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年12月13日

4. 提出期限の延長を必要とする理由について

2019年10月30日付「当社従業員による会社資産の不正流用の疑義の調査による2020年3月期第2四半期決算発表の延期のお知らせ」において公表いたしましたとおり、本年8月から実施の税務調査の過程等で、当社は、当社従業員による会社資産の不正流用の疑義（以下「本件」といいます。）を認識いたしました。

当社が現時点において認識している本件の内容は、当社の従業員が、当社の不動産取引に際して、当該不動産取引に関する仲介業者等から、直接または自己が関与する法人を通じて報酬を受領していた可能性、および、自己が関与する法人で運営する店舗等の工事費用を当社の工事費用の一部で賄っていた可能性等であります。なお、本件については、不動産の売買取引を担当する従業員数名が関与していた疑義が生じておりますが、調査委員会委員長による経営陣へのインタビュー等により確認した結果、経営陣の関与する組織的不正の疑義は生じておりません。

当社は、本件に関する事実関係（類似事象の存否を含む）の調査、本件による連結財務諸表、個別財務諸表への影響の検討、本件が生じた原因究明と再発防止策の提言を行うため、2019年10月11日に社内調査委員会を設置して調査を実施し、対象者および関係者に対する事情聴取ならびに取引先への確認等を行っておりますが、調査の対象者が複数であり、また、調査の対象となる案件も多数存在すること等から、社内調査委員会の調査完了までには、まだ数週間を要する見込みであります。また、

監査法人からは、四半期レビューを完了するためには、社内調査委員会の調査報告を踏まえた追加的な監査手続きが必要との見解が示されており、法令で定める提出期限までに監査法人による四半期レビュー報告書を受領できない見込みとなりました。

このことから、2020年3月期第2四半期報告書を期限までに提出できない見込みとなり、本日開催の臨時取締役会において、提出期限の延長に係る承認申請を提出することを決議いたしました。

なお、本件による連結財務諸表、個別財務諸表への影響の有無および内容につきましては、社内調査委員会の調査結果を踏まえ検討いたします。

5. 今後の予定

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに公表いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上